

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 30 年 1 月 11 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700191号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1700025号

第1 結論

昭和60年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から昭和61年3月まで

私は、会社を退職した昭和60年4月頃に、A市B区役所C支所で、国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、毎月、自宅に来ていた市役所の集金人に納付していた。請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年4月頃にA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日等から、昭和61年8月ないし同年9月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、毎月、自宅に来ていた市役所の集金人に納付していたと主張しているが、i) 請求期間当時、A市の国民年金保険料の徴収周期は、毎月ではなく2か月ごとであったことが同市の回答により確認できること、ii) 前述の推認される国民年金の加入手続時点において、請求期間の保険料を納付するには、過年度納付するほかないものの、請求者が納付したとする市役所の集金人には、制度上、過年度納付することはできないことから、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も

見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700190 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700109 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から昭和 30 年 1 月 1 日まで

在籍証明書 (写) のとおり、A社の入社日は昭和 29 年 10 月 1 日であり、仕事内容は退職日まで変わらなかったにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 30 年 1 月 1 日になっているのは誤りである。

厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社日と一致しているべきなので、当該取得日を昭和 29 年 10 月 1 日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された、B社が昭和 61 年 2 月 25 日に発行した請求者に係る在籍証明書 (写) により、請求者は請求期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間と同時期の昭和 29 年 10 月 1 日から昭和 30 年 1 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、複数の元従業員は、「入社から一定期間の試用期間があり、当該試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しているところ、その資格取得日は、いずれもその記憶している入社日より 1 か月から 1 年以上後になっていることが確認できる上、そのうちの複数の者が、「厚生年金保険に加入していなかった期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と回答していることから、同社においては、請求期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社は、請求者に係る人事記録及び賃金台帳等を保管していない上、請求期間当時の厚生年金保険に関する取扱いについても不明と回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。